

## イオン銀行 CASH+DEBIT カード規定

### 第1条 (会員)

- (1) 本規定において「会員」とは、本規定を承認のうえ、普通預金口座(以下「預金口座」という。)を開設し、株式会社イオン銀行(以下「当行」という。)が発行する「イオン銀行CASH+DEBITカード」(以下「本カード」という。)の入会申込をした日本国内にお住まいの個人のうち、当行が入会を認めた方をいいます。
- (2) 「イオン銀行CASH+DEBITカード」とは、預金口座のキャッシュカードとしての機能、デビットカード利用を行う機能、電子マネーのWAON機能を一枚で提供する機能を有するカードをいいます。なお、デビットカード利用に関しては本規定が適用され、キャッシュカードおよび電子マネーのWAONとしての機能に関しては、別途イオン銀行取引規定集が適用されます。
- (3) 当行は、イオン銀行取引規定集の規定により発行されるキャッシュカード(以下「イオンバンクカード」という。)に代えて、本カードを発行するものとします。
- (4) 本カードにおけるJCBデビットカード機能の利用代金等を引落とす預金口座(以下「支払口座」という。)は、本カードが発行される当行の普通預金口座とし、それ以外の口座は支払口座に指定できないものとします。
- (5) 会員が本カードに関しイオン銀行ダイレクトを利用する場合、当行が発行するイオン銀行ダイレクトご利用カードに記載された契約者IDおよび確認番号表を利用するものとします。なお、イオン銀行ダイレクトご利用カードの取扱については、イオン銀行ダイレクト規定に準じるものとします。

### 第2条 (適用範囲)

- (1) 本規定において「デビット取引」とは、会員がカードシステムの決済口座として預金口座を設定したうえ、次の各号に定める加盟店(Jデビット加盟店とは異なります。)の店舗(インターネット上の仮想店舗を含む。)、現金自動入出金機(以下「ATM」という。)およびキャッシュディスペンサー(以下「CD」といい、以下これらを合わせて「利用店舗等」という。)において、会員が商品を購入または役務の提供を受けること(なお、②については、海外のATMからの引き出しも含む。以下「売買取引等」という。)に伴い、会員に発生する債務(以下「売買取引等債務」という。)を、会員の預金口座から引き落とすことによって①②の組織(以下「加盟店等」という。)に対して弁済する取引をいいます。
  - ① イオンクレジットサービス株式会社(以下「イオンクレジット」という。)の加盟店
  - ② 株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)のサービスマークの表示されているJCBカード取扱加盟店およびJCBが契約した金融機関のATM・CD
- (2) 「デビット取引」および「デビット取引」に付随して発生する取引については、本規定が適用されるものとします。

### 第3条 (カードの貸与と有効期限)

- (1) 当行は、本カードを、会員1名につき1枚発行し貸与します。なお、カードの所有権は当行に属するものとします。

- (2) 会員は、当行所定の方法により、入会申込時に本カードのデザインを指定できるものとします。ただし、本カードの発行時点において会員が入会申込時に指定したデザインのカード発行が終了している場合ならびに本カードがカードの再発行、有効期限の到来、氏名変更、機能分離およびJCBデビットカード機能の利用停止等により失効し、当行が新たに本カード(以下「更新カード」という。)またはイオンバンクカード(以下両者を併せて「更新カード等」と総称する。)を発行する場合、当行は、当行が指定するデザインのカードを発行できるものとします。
- (3) 会員は、本カードを貸与されたときは直ちに、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもって本カードを利用・保管するものとします。
- (4) 本カードの有効期限は当行が指定する日とし、本カード上に表示された月の末日までとします。
- (5) 有効期限が到来するときその他当行が必要と認めるときにおいて、会員より脱会等の申し出が無く、当行が引き続いて会員として認める場合は、有効期限を更新した新しいカード(以下「有効期限更新カード」という。)を発行し、貸与します。有効期限更新カードを発行する時期は当行が定めるものとします。
- (6) 更新カードが届いた場合は、会員は自らの責任において旧カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を直ちに切断・破棄するものとします。
- (7) 当行がJCBデビットカード機能の引き続きの利用を認めず、キャッシュカード機能の利用のみを認めるときは、当行は会員に対してイオンバンクカードを発行し、当該カードを会員の届出住所あてに送付するものとします。ただし、本カードが発行される当行の普通預金口座にカードの有効期限内に一度も預入がない等、イオン銀行取引規定集の規定に定める事由に該当する場合には、当行は会員に対してイオンバンクカードを発行しないことがあります。
- (8) 会員は、更新カード等が送付された場合には、所定の手続に従い、会員が既に保有するカード(以下「旧カード」という。)のWAONおよびWAONポイントの残高を更新カード等に移行またはWAONおよびWAONポイントの残高が0になるまで利用したうえで、旧カードは会員の責任で磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ、廃棄するものとします。なお、この移行手続をとらなかったことに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。
- (9) 前項の場合において、旧カードのキャッシュカード機能は、有効期限の定めにかかわらず更新カード等のキャッシュカード機能が利用された時点で無効となります。
- (10) 本カードは紛失、盗難、損傷などで当行が必要と認めた場合には再発行する場合があります。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただくことがあります。
- (11) 有効期限内における本カード利用の支払いについては、有効期限経過後も本規定を適用するものとします。

#### **第4条 (暗証番号)**

- (1) 会員は、当行所定の方法により本カードの暗証番号を登録するものとします。ただし、会員からの申し出がない場合、または、会員が申し出た暗証番号について当行が暗証番号として不適切と判断した場合は、当行所定の方法により当行が暗証番号を登録することをあらかじめ承認するものとしま

す。

- (2) 届出の暗証番号は、他人に容易に推測されないような数字(例えば、「0000」、「1234」および生年月日、電話番号、自宅の番地等はお避けください。)の組み合わせをご用意いただくとともに、他人に知られることのないよう会員が善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (3) 本カード利用にあたり登録された暗証番号が会員以外の第三者により使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。ただし、「デビット取引」の不正利用については、第17条(4)各号(③を除く。)に該当しない場合には、第17条に規定された範囲で損害を補填されるものとします。
- (4) 会員は当行が適当と認めた場合、当行所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができるとします。
- (5) 会員は、本カードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録した新しいカードが届いた場合は、旧カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を直ちに切断のうえ、破棄するものとします。

#### **第5条 (年会費)**

会員には当行所定の年会費を当行所定の方法によりお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた年会費は、年度途中で脱会または会員資格が取消しとなった場合等においても、返却いたしません。

#### **第6条 (カードの取扱い)**

- (1) 会員は、当行または当行が提携している金融機関の ATM において本カードを利用する場合は、カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とJCBデビットカード機能を使い分けるものとします。
- (2) 本カードのWAON機能については、当行所定のイオン銀行取引規定集の規定に従うものとします。
- (3) 本カードは、カード表面に表示された会員本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入等の担保提供をすることはできません。
- (4) 会員は、会員番号および本カードの有効期限とその他本カードに関する情報を他人に利用させることはできません。
- (5) 会員はカードの破壊、分解等をしてはならず、カードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。
- (6) 本条各号において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務の支払義務を免れないものとします。

#### **第7条 (カードの利用方法)**

- (1) 会員は、以下の①から④の方法により、売買取引等を行うことができます。
  - ①利用店舗等において本カードを提示し、「デビット取引」に係る機能を備えた端末機(以下「端末機」という。)にカード情報を読み取らせ、所定の売上票にカード裏面署名と同じ署名を行う

## 方法

- ②端末機に本カードの暗証番号を入力する方法
- ③署名と暗証番号の入力の両方を行う方法
- ④その他①から③に代わるものとして、当行が定める方法

ただし、第2条(1)の加盟店のうち当行またはJCBが定める一部の加盟店(本条(2)から(4)で定める利用店舗等を含む。)では、売買取引等ができません。

- (2) 通信販売や自動精算機等による非対面取引その他当行が特に認めた取引については、会員はカード情報をオンライン上で送信する等、当行が適当と認める方法により、本カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- (3) 当行が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、売買取引等の利用代金の一部についてのみ、加盟店に対して本カードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)については本カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- (4) 通信料金等当行所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、当該加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、当該加盟店に申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。また、会員は、会員が退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店における本カード利用について第16条および第17条に従い、支払義務を負うものとします。
- (5) 会員の売買取引等に際しては、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利等および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
- (6) 売買取引等のために本カード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、本カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
  - ①当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認すること
  - ②当行が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行において会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該売買取引等の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当行に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答すること
  - ③本カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしに本カードのご利用を保留またはお断りすること

- ④売買取引等の申込者に対して、カード裏面の署名欄に印字された番号の入力を求めること。  
申込者がこの番号を誤って入力した場合、会員による本カードの利用を一定期間制限すること
- (7) 当行は、第9条に定める会員の当行に対する売買取引等債務が当行の指定する日に支払われなかった場合、その他会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、会員の信用状況等により会員の売買取引等が適当でないと判断した場合には、売買取引等を断ることがあります。
- (8) 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利等の購入または役務の提供などに本カードを利用すること(以下「現金化」という。)はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とする売買取引等である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
- ①商品・権利等の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、本カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
- ②商品・権利等を購入し、その対価を、本カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
- (9) 貴金属、金券類(ギフトカード、回数券等を含みますが、これらに限られません。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第8条に定める金額の範囲内であったとしても、会員の売買取引等が制限され、本カードを利用できない場合があります。
- (10) 会員は、当行が別途公表する日または時間帯は、売買取引等ができません。なお、当行が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。
- (11) 当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域(以下「特定国等」という。)においては、本カードの利用を制限することができるものとします。

#### 第8条 (「デビット取引」の利用限度額)

- (1) 会員は、個々の「デビット取引」にあたっての暫定引落額(第9条(3)に定める金額をいう。以下同じ。)が①と②のいずれか低い金額を超えず、かつ、一定期間の暫定引落額の合計金額が③と④のうちいずれか低い金額を超えない限度において、「デビット取引」を行うことができます。なお、会員が行った「デビット取引」の中に第9条(5)に該当する取引があった場合、または、第9条(6)後段②に該当する場合等は、以下の各号の限度を超えて、「デビット取引」が成立する可能性があることを、会員は了承するものとします。
- ①預金口座の預金残高
- ②1回当たりの利用限度額(当行が当該限度額を定め、または当行が定めた金額の範囲内において会員が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限る。)
- ③1日当たりの利用限度額(当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において会員が指定し、当行が承認した金額をいう。)

④1ヶ月当たりの利用限度額(当行が当該限度額を定め、または当行が定めた金額の範囲内において会員が当該限度額を指定し、当行が承認した場合に限る。)

- (2) 前項③に定める「1日」とは午前0時から起算した24時間をいい、前項④に定める「1ヶ月」とは、毎月1日から末日までの1ヶ月間をいいます。いずれも日本時間によります。

#### 第9条 (「デビット取引」の決済方法)

- (1) 会員が第7条(1)または(2)に基づいて、加盟店等と売買取引等を行った場合、加盟店等が当該カード情報を当行にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当行と利用店舗等を結ぶ利用店舗等設置の端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされた時点で、「デビット取引」が成立するものとします。
- (2) 会員が第7条(3)に基づいて、加盟店等と売買取引等を行った場合、加盟店等が当行の定める所定の手続を行い、当行が「デビット取引」を承認することをもって、「デビット取引」が成立するものとします。この場合、「デビット取引」が成立した時点をもって、会員から、当行に対して売買取引等債務相当額の預金引き落しの指示および当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなします。
- (3) 本条(1)の定めに従い、「デビット取引」が成立した場合、当該時点をもって、会員から、当行に対して売買取引等債務相当額の預金引き落しの指示および当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、利用店舗等から当行に送信される「デビット取引」の利用情報(以下「利用情報」という。)に基づき、即時に売買取引等債務相当額を預金口座から引き落とします。(以下この手続きを「暫定支払い手続き」、暫定支払い手続きにより処理された売買取引等債務相当額を「暫定引落額」という。)
- (4) 前項に定める「暫定支払い手続き」については、「イオン銀行ダイレクト利用規定」に定める本人確認手続きまたは「キャッシュカード規定」に定めるキャッシュカード用の暗証番号の入力、「普通預金規定」および「総合口座取引規定」に定める預金の払い戻し手続きは不要とします。
- (5) 本条(3)に定める暫定支払い手続きについて、加盟店等との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、当行は、当該利用情報が当行に到達した後に暫定支払い手続きを行うものとします。
- (6) 本条(3)に定める暫定支払い手続きがなされた後、加盟店等から「デビット取引」に伴う売上確定情報(以下「売上確定情報」という。)が当行に到達したときは、当行は、暫定引落額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を「加盟店等」に支払います。  
また、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額と利用情報に基づいて暫定支払い手続きを行った際の暫定引落額に相違があった場合には、以下の通り取り扱います。
- ①売買取引等債務相当額が暫定引落額を下回っていた場合  
差額相当額を預金口座に返金いたします。
- ②売買取引等債務相当額が暫定引落額を上回っていた場合  
第10条(2)の定めによるものとします。
- (7) 暫定支払い手続き完了後、会員が返品・解約等により「デビット取引」をキャンセルした場合、当行

は所定の手続きにより会員の預金口座に返金します。ただし、加盟店等が承諾した場合に限ります。

- (8) 暫定支払い手続き完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当行は一定期間経過後、暫定引落額を会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、本条(9)に準じて、再度、売買取引等債務相当額の預金口座から引き落としを行います。
- (9) 本条(2)の定めに基づき「デビット取引」等が行われ、その後売上確定情報が当行に到達した場合、または加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額について引き落としを行い、かつ、加盟店等への支払いを行います。ただし、会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第10条によるものとします。

#### **第10条（預金口座の残高不足等による「デビット取引」の決済不能等）**

- (1) 加盟店等の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく暫定引落額を上回っていた場合、当行は、暫定引落額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該暫定引落額との差額(以下「追加引落額」という。)を預金口座から引き落とし、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額(暫定引落額と追加引落額の合計金額)を加盟店等に支払います。この際に、預金口座の残高が、追加引落額を下回っていた場合、当行は、この旨を会員に連絡した上で、会員に対し、追加引落額の全額の弁済を請求するものとし、会員は追加引落額の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。
- (2) 第9条(9)に定める場合において、預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当行は、この旨を会員に連絡した上で、会員に対し、売買取引等債務相当額の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。

#### **第11条（海外利用代金の決済レート等）**

- (1) 日本国外における「デビット取引」の決済代金は、JCBの指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費を加えた当行所定のレート(以下「換算レート」という。)で円貨に換算します。また、海外ATMの利用に関しては、ATM設置機関所定の利用手数料をいただき、これについても同様の換算レートで円貨換算します。
- (2) 当行は、利用情報がJCBに到達した時点における換算レートに従って暫定支払い手続きを行い、売上確定情報がJCBに到達した時点における換算レートに従って換算された売買取引等債務相当額(以下「最終換算金額」という。)を加盟店等に支払います。この場合、当行は、暫定引落額が最終換算金額を上回る場合は暫定引落額と最終換算金額との差額を預金口座に返金し、最終換算金額が暫定引落額を上回る場合にはその差額をさらに預金口座から引き落として、最終換算金額を加盟店等に支払うものとします。

## 第12条（弁済金の充当順位）

- (1) 本規定の定めるところにより、会員の当行に対する立替金債務が発生した場合、その他デビットカード利用により会員の当行に対する債務が発生した場合または会員がその支払いを延滞した場合、会員からの弁済金の充当順位は、当行が任意に決定することができるものとします。当行による相殺の場合もこれと同様とします。
- (2) 会員が第21条(3)に該当する場合において、当該会員が当行に対して普通預金債権、定期預金債権、その他の債権を有する場合には、当行は、これらの預金等を解約して、当行の会員に対する債務に充当することができます。

## 第13条（JCBデビットカード機能の利用停止等）

- (1) 会員が本規定に違反した場合、その他当行が会員として不適当と認めた場合は、当行は、何らの通知、催告を要せずしてJCBデビットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」と総称します。）ことができるものとします。
- (2) 当行が本条(1)によりJCBデビットカード機能の利用停止等を行った場合には、当行は会員に対しイオンバンクカードを発行するものとします。
- (3) 利用停止等の場合には、当行は会員に事前に通知・催告等をすることなく、ATMや加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。会員は、当行から本カードの回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

## 第14条（キャッシュカード機能の利用停止等）

本カードのJCBデビットカード機能に関して、暗証番号変更のための本カードの提出、本カードの回収等があった場合、会員は新たにカードまたはイオンバンクカードが交付されるまでの間、キャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。

## 第15条（カードの機能分離）

会員は、カードのJCBデビットカード機能の利用を取りやめ、イオンバンクカードの発行を希望する場合には、当行に対し当行所定の書面による届出を行うものとします。

## 第16条（脱会）

- (1) 会員が自己の都合により脱会するときは、当行所定の届出をするとともに本カードを返却または本カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ、破棄するものとします。
- (2) 会員は、脱会した後も、脱会以前の「デビット取引」およびこれに付随する取引等により発生した当行に対する債務については、本規定に基づきその支払いの責めを負うものとします。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当然に会員資格は取り消されるものとします。この場合、会員ないし相続人は、当行の指示に従って直ちに本カードを返却または本カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ、破棄するものとします。これに伴い、会員ないし相続人に損害等が生じた場合であっても、当行は責任を負わないものとします。
  - ① 会員に相続の開始があったことを当行が認識した場合



- ② 預金口座が解約された場合

#### **第17条 (カードの紛失・盗難)**

- (1) 会員は、本カードを紛失したとき、または本カードの盗難にあったときは、最寄りの警察署および当行に速やかに連絡するとともに、当行所定の紛失・盗難届を提出するものとします。
- (2) 会員が本条(1)の届出をせず、会員本人以外の者に本カードを不正利用された場合、そのために生ずる支払いについては会員の責任となります。
- (3) 会員が本条(1)の届出をした場合には、当行が当該届出を受理した日を含めて 61 日前にさかのぼり、その後が発生した損害額について、当行が全額補填します。
- (4) 当行は、本条(3)の規定にかかわらず次のいずれかに該当する場合は補填の責を負わないものとします。
  - ① 会員の故意または重大な過失に起因する場合
  - ② 会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行った、または加担した不正利用に起因する場合
  - ③ 本カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合
  - ④ 戦争、地震など著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する場合
  - ⑤ 本規定に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合
  - ⑥ 紛失、盗難が虚偽の場合
  - ⑦ 紛失、盗難による第三者の不正利用が会員の生年月日、電話番号等個人情報の会員の責めに帰すべき事由による漏洩に起因する場合
  - ⑧ 会員が当行の請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合
  - ⑨ カード裏面の署名欄に会員の自署が無い場合
  - ⑩ その他会員が本規定に違反したことに起因する場合

#### **第18条 (相殺)**

当行は、会員に対する普通預金を含む預金等の返還債務と、「デビット取引」にかかる会員の当行に対する未払債務とを相殺することができるものとします。

#### **第19条 (遅延損害金)**

会員は、本規定に基づき発生した当行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年14.6%の損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日(うるう年は年366日)の日割計算とします。

#### **第20条 (債権の譲渡)**

会員は、当行が会員に対して有する立替金請求権を第三者に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとし、当行に対して有する無効、取消しおよび解除の抗弁事由ならびに相殺の抗弁その他の抗弁事由をもって譲受人に対抗しないものとします。

## 第21条（期限の利益の喪失）

(1) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に当行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- ① 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき
- ② 差押、仮差押、仮処分の申立があったとき
- ③ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
- ④ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の法的手続きの開始申立があったときまたは、自らこれらの申立をしたとき
- ⑤ 預金その他の当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が發送された場合
- ⑥ カードの破壊、分解等を行い、またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき

(2) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当行から請求があり次第、当行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- ① 本規定に基づき発生した債務の支払いを遅滞したとき
- ② 本規定上の義務に違反し、その違反が本規定の重大な違反となるとき
- ③ 会員の信用状態が著しく悪化したとき
- ④ 氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をしたとき
- ⑤ 換金を目的とした商品購入の疑い等、カード利用状況が適当でないと当行が判断したとき
- ⑥ 住所変更の届けを怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の住所が不明となり、当行が会員への通知・連絡について不能と判断したとき
- ⑦ 取引規定第16条第5項(1)または(2)に該当していることが判明したとき。または該当している疑いがあると当行が判断したとき
- ⑧ 当行に支払うべき債務を遅滞したとき(本規定に基づく債務に限られない。)および第13条(3)の規定により会員資格を取り消されたとき

(3) 会員が第10条(1)後段または(2)の精算を怠る等本規定に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他当行が必要と判断した場合には、何らの通知、催告を要せずして、次の各号の全部、または一部の措置をとることができます。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は責任を負わないものとします。

- ① 本カード利用の停止
- ② 本カード貸与の停止および本カードの返却請求
- ③ 加盟店等に対する当該カードの無効化およびその旨の加盟店等への通知
- ④ 預金口座からの出金の停止

## 第22条（カード事務の受託）

(1) 会員は、当行が本規定に基づく本カードに関する事務、代金決済事務およびこれらに付随する義務等をイオンクレジットその他当行が指定する委託先に委託することに同意するものとします。

- (2) 会員は、本条(1)の本カードに関する事務の委託に伴い、イオンクレジットその他当行が指定する委託先が当行に代わって会員に対し連絡する場合があることに同意するものとします。

#### **第23条 (免責)**

- (1) 当行は、当行の責めに帰すべき事由のある場合を除き、当行が返金をする場合、利息・損害金をつけません。返金手続きの遅れに付随して発生した損害等についても責任を負わないものとします。
- (2) 前項のほか、当行が、本規定に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については責任を負わず、また、特別の事情に基づく損害については、通常損害および特別損害を含め、何らの責任も負わないものとします。ただし、当行に故意または重過失の認められる場合は除きます。
- (3) 「デビット取引」利用に関して、当行に対する債務が発生する場合でも、総合口座取引の当座貸越とカードローンからのご利用はできません。

#### **第24条 (届出事項の変更)**

- (1) 会員は、住所、氏名、勤務先、支払口座などの当行への届出事項に変更があるときは、遅滞なく当行所定の方法により変更の手続きを行うものとします。
- (2) 会員は、前項の変更手続きを怠った場合、当行からの通知または送付書類などが、延着または不到着となっても通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議のないものとします。ただし、変更の通知を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
- (3) 会員が本条(1)により当行に届出た情報のうち、氏名、住所、勤務先、連絡先などは別途当行が定める「個人情報の取扱に関する同意書」に基づき、イオンクレジットその他当行が指定する委託先も利用します。

#### **第25条 (犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の同意)**

会員は、当行から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき取引時確認(本人特定事項等確認)を求められることに関して、以下の内容に同意するものとします。

- (1) 当行から運転免許証等の公的証明書または、その写し(以下これらを総称して「本人確認書類」という。)の提示・提出を求められたときは、これに協力すること
- (2) 提示・提出した本人確認書類は当行がその内容を確認し、取引時確認に関する記録簿を作成すること
- (3) 当行は当行と取引時確認に関する契約を締結した関連企業および提携企業に対して本条(2)に規定される記録簿の情報を提供する場合があること
- (4) 当行は犯罪収益移転防止法に基づき、当行と提携する金融機関、提携企業に対して取引時確認業務を委託する場合があること

(5) 提出した本人確認書類は、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却されないこと

(6) 取引時確認業務にご協力いただけないときは当行は入会をお断りし、あるいは本カードの利用をお断りすること

#### **第26条（準拠法）**

会員と当行との本規定に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

#### **第27条（合意管轄裁判所）**

会員は、本規定について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当行の本社、各事業所を管轄する簡易裁判所または、地方裁判所を専属的な管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### **第28条（規定の準用）**

本規定に特段の定めがない事項については当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。

#### **第29条（規定の変更）**

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行は、あらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示、その他当行所定の方法により周知または告知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。なお、変更の効力発生日以後、会員が本カードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。

## イオン銀行 CASH+DEBIT カード（ディズニー・デザイン）会員特約

### 第1条（目的）

本特約は、株式会社イオン銀行（以下「当行」という。）が発行するウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社（以下「ディズニー社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が認めたデザインを使用したイオン銀行 CASH+DEBIT カード（以下「ディズニー・デザイン・デビット」という。）について定めるものです。本特約はディズニー・デザイン・デビットを保有する会員に対して適用され、本特約と本規定に重複する条項があった場合は、本特約が優先して適用されます。

### 第2条（デザイン変更に伴うカード番号変更）

本カードが更新、再発行等の事由により失効し、当行が更新カード等を発行するにあたってディズニー・デザイン・デビットから他デザイン・デビットにデザインを変更する場合、または他デザイン・デビットからディズニー・デザイン・デビットにデザインを変更する場合、当行は、カード番号を変更して更新カード等を発行するものとします。この場合、会員が本規定第7条第4項に基づき役務の提供を継続的に受けているときは、会員は、同項に基づき当該加盟店に対しカード番号の変更を申出るものとします。

### 第3条（本規定の準用）

本特約に定めのない事項については、本規定の定めによるものとします。

### 第4条（特約の改定）

本特約の改定については、本規定第29条の定めに従います。

<この特約の対象となるカードは以下のカードです>

■イオン銀行 CASH+DEBIT カード（ディズニー・デザイン）

以上

<カード発行会社>

株式会社イオン銀行

### 【お問い合わせ先】

イオン銀行コールセンター 0120-13-1089

<受付時間>9:00~21:00 年中無休

●お買い物についてのお問い合わせ、ご相談は、カードをご利用された店舗にご連絡ください。

本規定に同意されない場合は、カードご利用前にカードにハサミを入れ、その旨をご記入頂き、当行宛にご返却下さいますようお願い致します。